

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

一戸建ての住宅

規 模	標準手数料(税込)
-----	37,800

(単位:円/戸)

※共同住宅に関しては、別途お問い合わせ下さい。

低炭素建築物新築等計画**変更**に係る技術的審査料金

一戸建ての住宅

変更内容	標準手数料(税込)
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止、一次エネルギー消費量2項目に関する変更の場合	18,900
外壁、窓等を通しての熱の損失の防止、一次エネルギー消費量1項目に関する変更の場合	10,800
低炭素に資する措置の変更の場合	5,400

(単位:円/戸)

※共同住宅に関しては、別途お問い合わせ下さい。

【技術的審査料金の徴収方法及び徴収時期】

1.徴収方法

料金の支払いは、現金、口座振込み、又はクレジットカードによるものとする。
 (※振込みによる場合は、弊社指定の銀行の口座への振込)
 但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込とする。

2.徴収時期

料金の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は技術的審査申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。
 但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。
 また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

3.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記料金を減額することができる。
 1) 年間の申請件数が一定数を超える場合
 2) 当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

4. 取り下げる際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取り下げ届を提出すること。
 手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)